

-----  
**規 則**  
-----

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第21号**

**高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正す  
る規則**

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則  
第117号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備  
等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66  
条第1項若しくは第3項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」  
を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備  
等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66  
条第1項若しくは第3項」に、「同条第1項若しくは第2項」を  
「同条第1項若しくは第3項」に改め、同号ク及びサ並びに同条  
第7号イ及び第8号コ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の  
整備等に関する法律」に改める。

第24条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備  
等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66  
条第1項若しくは第3項」に、「同条第1項若しくは第2項」を  
「同条第1項若しくは第3項」に改める。

第34条第1項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び  
漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を  
注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式注を削る。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式注を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を  
注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、  
注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を  
注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、  
注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を  
注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、  
注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第9号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を  
注1とし、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、  
注6を注5とし、注7を注6とし、注8を注7とする。

別記第10号様式中「㊤」を削り、同様式中注1を削り、注2を



注 6 を注 5 とし、注 7 を注 6 とし、注 8 を注 7 とする。

別記第 26 号様式中「㊦」を削り、同様式中注 1 を削り、注 2 を注 1 とし、注 3 を注 2 とし、注 4 を注 3 とし、注 5 を注 4 とし、注 6 を注 5 とし、注 7 を注 6 とし、注 8 を注 7 とする。

別記第 27 号様式中「㊦」を削り、同様式中注 1 を削り、注 2 を注 1 とし、注 3 を注 2 とし、注 4 を注 3 とし、注 5 を注 4 とし、注 6 を注 5 とし、注 7 を注 6 とし、注 8 を注 7 とする。

別記第 29 号様式中「㊦」を削り、同様式中注 1 を削り、注 2 を注 1 とし、注 3 を注 2 とし、注 4 を注 3 とする。

別記第 30 号様式中「㊦」を削り、同様式中注 1 を削り、注 2 を注 1 とし、注 3 を注 2 とし、注 4 を注 3 とし、注 5 を注 4 とし、注 6 を注 5 とし、注 7 を注 6 とし、注 8 を注 7 とする。

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正前の高知県希少野生動植物保護条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県希少野生動植物保護条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

## 規 則

- ◎ 高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則